

“ミヤケ”再考

－城陽市芝山遺跡の官衙的遺構の発見を受けて－

伊賀 高弘

1. はじめに

2002年、京都府南部のベッドタウンである城陽市の芝山遺跡の調査で、古代の整然と建並ぶ掘立柱建物跡群が確認された。棟方向に細長い建物平面形式(いわゆる長舎)を採るものを主体とし、その配列は、近年全国各所で事例が蓄積されてきている地方官衙の正庁域の典型的なパターンに近いものである。その詳細については、すでに概要報告で公表され^(注1)ており、また、本論集の中で、高橋美久二氏の論考でも触れられて^(注2)いる。

両者とも遺跡の評価をめぐっては、「官衙的である」ということにおいて共通している。

ただ、その具体的内容に関わる検討に至っては、郡衙や駅家などの施設の可能性を指摘している以上に、細部に立ち入った解釈はまだ充分なされていない。

その背景には、ヤマトに近接する地域の地方官衙の実態が、いまだ不明瞭であること。さらに、当遺跡が所在する地域、令制下におけるコホリレヴェルでの行政区分として、同じ「クセノコホリ」の中に、国指定史跡である正道官衙遺跡^(注3)が存在し、その比較検討が充分にできていないことなどが障壁として立ちだかっている。

さらに、歴史地理学分野の研究から導き出された、古道(官道)の復原案が、当遺跡内を縦断する点は、この遺跡を理解する上で避けては通れない要素である^(注4)。

そもそも、2002年度の調査において、長舎が整然と検出されるにいたり、その建物としての特殊な平面形式が、国の政務や儀式の際の所定官庁役人が列立または着座する象徴的な舞台としての建物形式に由来する、いわゆる朝堂院朝堂の縮小版であることは自明のことであり、その配置が正殿を中央北寄りに配し、その周囲を長舎が「口」字形に囲繞する構造は、各地で検討されているコホリレヴェルの官衙正庁そのものでもある。律令国家体制を主導するオホヤケの行政機関の末端として、コホリノミヤケが宮城における大極殿朝堂院地区の本質的に備えた機能を、その建物形式と配置に共有させ反映させる点については、早い時点で各方面から注意が喚起されて^(注5)いた。

そもそも、建物の床面積を限られた敷地内で効率良く営む場合、棟方向にやたら長い長舎建物は極めて不合理な形式で、こうした側面からも、これらの遺構が一般集落または豪

族居館を構成する建物でないことは明白であった。

結論を先に述べると、芝山遺跡の建物A1群(A2群の一部)は、「クセノコホリ」のコホリノヤケ(評衙・郡衙)の正庁域とその周囲に展開する実務官衙群を、現代における南北方向の道路建設にともない、縦断的に確認した。と理解すべきと考える。

そうであれば、問題となるのは、すでに当地区の郡衙遺跡として国の史跡に指定されている正道遺跡との対比が必要になってくるであろう。個人的に筆者は、両遺跡の調査研究の一場面に参画できたという経験から、同じ条件で、原点に返って両者を比較検討することにより、半ば定説化している正道遺跡の評価について、今一度、考察する必要が生じたものと理解している。

では、クセノコホリに置かれたコホリノミヤケについて、現時点で得られた資料を操作して、何が言えるのか、簡単にまとめてみたい。

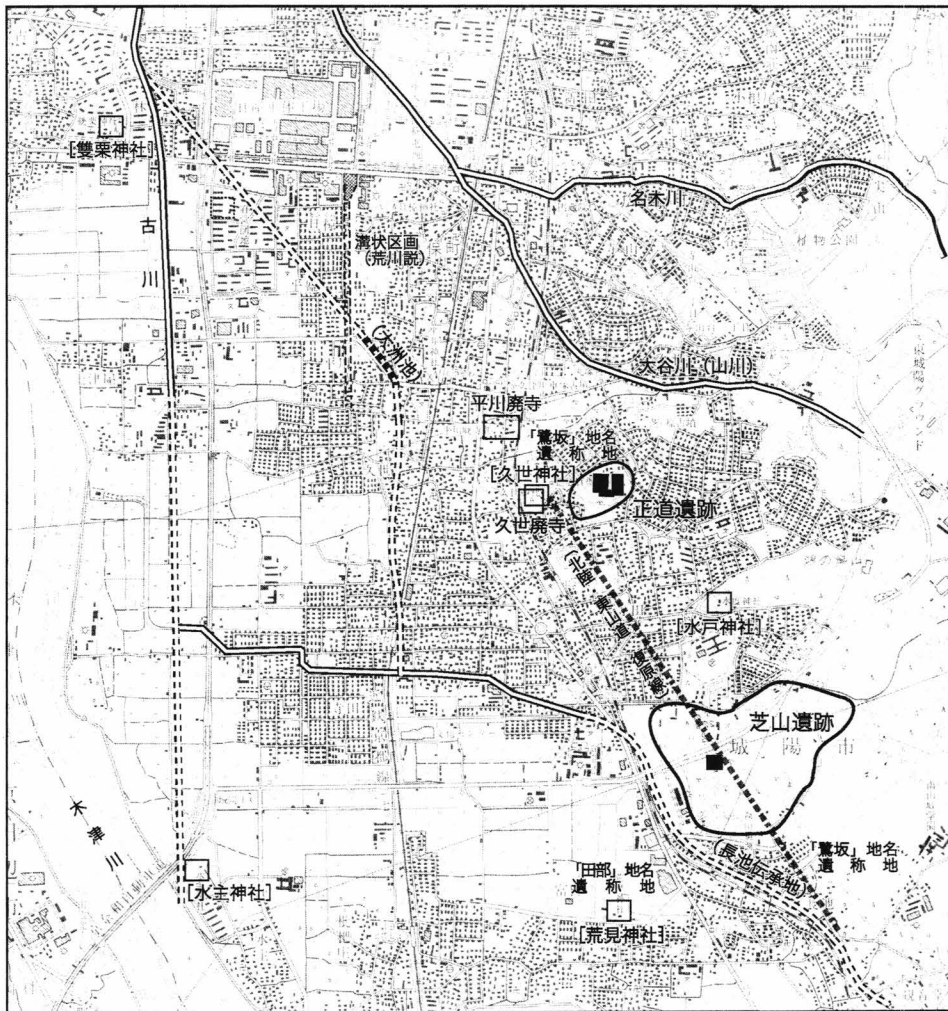
まず、芝山遺跡の官衙的な内容が色濃く認められる遺構群については、先にも触れた通り、諸々の要素を総合すると、大宝令施行(701年)を相前後する時期にこの地(令制下における「ヤマシロ国クセ郡(評)」)に最初に置かれたコホリノミヤケ(郡衙・評衙)とみてよいと考える。

王城(この場合、正都「藤原京」・「平城京」)の近辺における地方行政機関の実態は、決して調査密度が畿外に比べて相対的に低いわけではないのに、淡海国栗太郡衙に比定されている滋賀県岡遺跡^(注6)などわずかな確認例はあるものの、以外と知られていないのが現状で、近年、王都近隣であるがゆえの特殊性で説明されてきたふしがある。ところが、芝山遺跡の中心的建物群の構造は、まさに典型的な地方行政機構の中核部のそれに酷似するかたちで確認された。建物配置等に都からの遠近に関わらず、「律令国家的様式」が貫徹されていたことを証す事例として見過ごせない情報である。

いいかえれば、正道遺跡の一群(以下に示す官衙Ⅲ期の一群)に、クセノコホリの正庁としての理解が示された昭和41年当時、郡衙遺跡の調査例は全国的にもまだまだ少なく、ましてや近畿では皆無に等しい状況の中で、比較検討できる資料も限られていた段階での推論であった。また一方で、近年の都城遺跡等の調査の進展により、広大な敷地内において、南面する空間に、長舎形式を採らない正殿と脇殿からなる「コ」字配置の建物群の検出例が蓄積される中、それが、やがて寝殿造り等に継承発展していくプロトタイプとしての居館としての解釈がなされるようになってきている^(注7)。

正道遺跡のもう一つの側面は、コホリ制度が確立する以前に遡る可能性の高い大型の掘立柱建物跡からなる施設が存在することである。

そこで、芝山遺跡の性格を考察する過程で、古くに同種の遺構が知られていた正道遺跡



第1図 芝山遺跡・正道遺跡周辺歴史環境図(S=1/37,500)

について、今一度、改めて解釈を加えることにより、その本質について若干の考察を試みることとしたい。

2. 城陽市正道遺跡の再評価

正道遺跡は、京都府の南部で、現在の城陽市に所在する。大阪湾に流れ下る淀川水系(木津川)によって形成された堆積盆地である山城盆地(京都盆地)のほぼ中央部に位置する。この地域は、奈良時代においては、後の平安京が置かれる現在の京都市と平城京(奈良市)のほぼ中間に位置し、時の中央政権の所在地に約20kmの圏内で近接する立地環境を示している。

遺跡は、盆地(沖積低地)の東縁の丘陵裾に形成された段丘面(低地部との比高差約20～

30m)に立地する。その広がり、自然地形に規制されており、東西約250m・南北約200mの範囲が想定できる。

周囲(遺跡の北方)には、府下最大規模の前方後円墳である久津川車塚をはじめとして、中・大型古墳が密集して築かれた久津川古墳群が形成されている。これらの古墳のうち、巨大前方後円墳の系列で追える盟主墳クラスの被葬者像は、5世紀において木津川流域に支配権を及ぼした部族(連合)と考えられている。しかし、6世紀に入ると、これらの古墳の消長に示されるように、この勢力は移動もしくは衰退してしまう。これに代わって、7世紀代になると、当地域には寺院が相次いで造営される。正道遺跡の近傍でも、僅か2kmの範囲内で飛鳥・白鳳期創建の寺院が4か所確認されている。また、これと相前後して、城陽市の東部丘陵の裾に形成された台地上に大規模な集落が営まれる。たとえば、正道遺跡のすぐ北側の芝ヶ原遺跡においては、6世紀後半から7世紀代にかけての100基以上の竪穴建物と数10棟の掘立柱建物(住居・クラ)からなる規模の大きな集落が確認されている。これらの集落を営んだ集団と先の古墳群の造墓主体との関連性は、希薄であり、そこには断絶が認められ、むしろ、集落を営んだ勢力は上記の寺院や正道遺跡における官衙の設営母胎に繋がる集団とみるのがふさわしい。

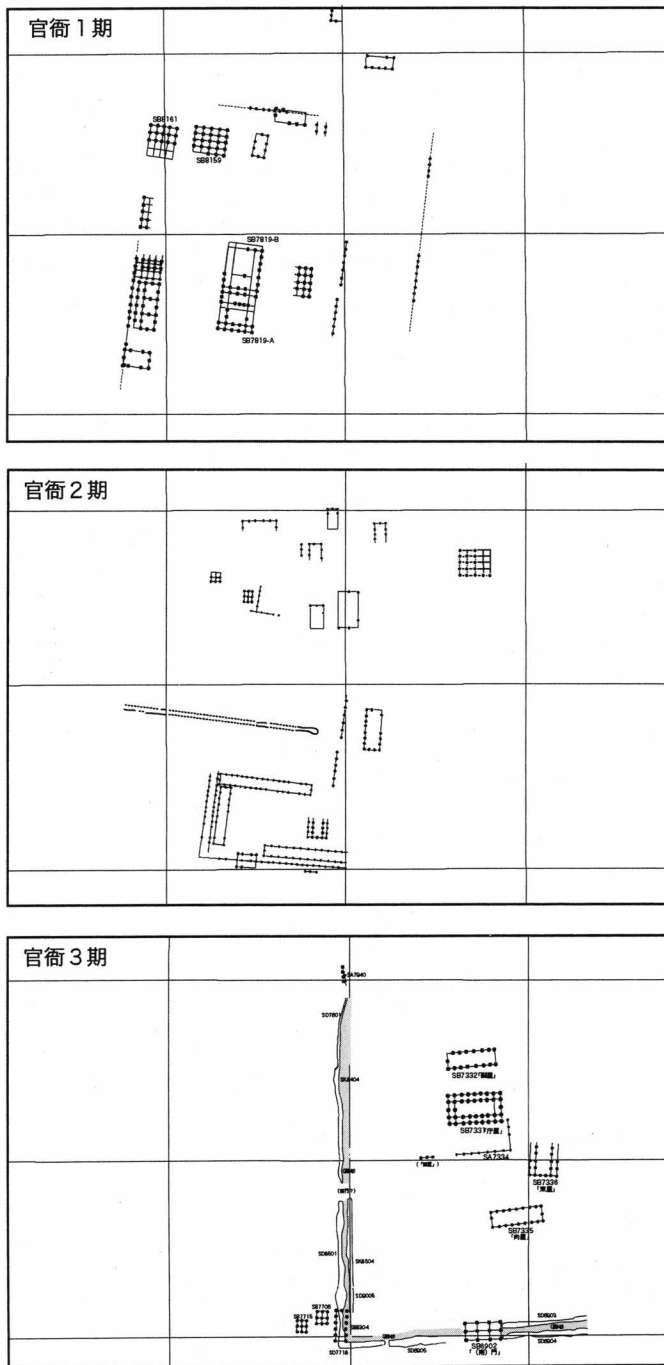
こうした歴史的な背景を受けて、正道遺跡が様々な形態を持って現われる。当遺跡で検出された遺構は、大別して3種類に分けられる。第1は、5世紀前半代に築造された一辺10m内外の規模を有する低墳丘の小方墳群であり、遺跡の西半部に面的に群在している。第2は、6世紀後半から8世紀前葉にかけて営まれた竪穴建物と掘立柱建物からなる集落的な遺構で、遺跡地のほぼ全域にわたって、広く幾分粗密をもって散在的に分布する。そして、第3が、ここで俎上に上げる官衙的遺構である。このうち、小方墳群と集落・官衙的遺構については、時期的にみて相関関係はないとみてよい。これに対し、後二者は、掘立柱住居という先進技術の導入にみられる集落全体、あるいはそれを構成する小単位の相対的優位性が、官衙的な遺構を当地に誘致せしめた前提となると考えられるので、両者は密接な関連性をもつものとみられる。

そこで、正道遺跡の官衙的な遺構について、少し詳しくみていこう。

官衙的遺構は、主として、造営方位の相違を指標として、大きく3群に分離でき、重複関係や数少ない伴出遺物などから、ここで抽出した各群は、おおむね時期差を示すものとみられる。ここでは、調査年次が古く、多方面からの研究が進んでいる最も時期の新しい一群(Ⅲ期)の研究成果を紹介し、順次時代を遡るかたちで考察を進めることとする。

(1)官衙Ⅲ期(8世紀前半～)

遺跡の東寄りで検出された一群で、建物方位がN 6° W～N 1° Eと若干ばらつくが、



第2図 正道遺跡官衙の遺構変遷図
(図中の方眼は60mを示す。S = 1/2, 500)

の官道(北陸道・東山道)の一部であり、当地が交通上の要衝と想定できること。遺跡内の集落遺構をはじめとして、隣接した地区には6世紀後半代以降の顕著な集落跡、あるいは

おおむね磁北に近いものである(第2図下段)。その性格に関しては、高橋美久二氏の検討があり、同氏は、結論的には、この一群を山城(山背)国久世郡の郡衙(郡家)の正庁域(郡庁)と理解された。その根拠として、遺構・遺物にみられる官衙の一般的な特性をいくつか指摘した上で、さらに、建物配置が国衙の正庁(国庁)や朝堂院プランと類似すること。同じ建物配置が文献史料にみえる郡庁の諸建物とうまく符合すること。遺跡の所在地が久世郡久世郷(里)に該当し、いわゆる郡名郷に立地すること。生産基盤である沖積低地や開析谷地形に対して一定の比高差があり、高燥の地であって稲穀の貯蔵に適するなど倉庫令の規定に符合すること。遺跡地の北縁に沿って「栗隅越え」と伝える幹道の存在が窺われ、これが奈良時代以前

飛鳥・白鳳期の寺院の存在が確認されており、官衙が造営される歴史的前提が整っていること。などの諸要素を提示された^(注8)

かつて、筆者も高橋氏の考察に導かれ、とくに、ここにみる建物のやや変形した「品」字形の配置形式は、郡レベルの政務・儀式・饗宴・諸行事を行なう郡家の正庁にふさわしい体裁で、それが国庁や朝堂院プランと通ずる点は、こうした郡庁形式が、実務を遂行する場とみるよりも、権威誇示という形式的象徴的側面が強調された律令国家権力の一端の担う正庁としての役割をより強く指向した郡庁の姿と捉えることができると考えた経緯がある^(注9)

ただ、ここに至り、この一群の建物造営方位の不厳密性、さらにはそこに建物配置の厳格な計画性が認められないことを主因として、郡領クラスの豪族の私邸の側面も射程に入れた、いわゆる有力者階層の居館説が再び浮上してくる。杉山信三と福山敏男による論争は決着していないと見るべきであろう。^(注10)

なお、現時点において、Ⅲ期に属する倉庫群(正倉)が検出されていないという点も、郡衙説に不安要素を与える。

(2) 官衙Ⅱ期(7世紀末～8世紀初頭)

遺跡の西半で、建物主軸方位をN7°Eにとる遺構のうち、重複関係からより新しいとみた一群である(第2図中段)。この一群で注意すべき遺構は、その南寄に位置する桁行の非常に長い建物(文献に見える「長屋」)を北・西・南に逆「コ」字形に配して一種の方形区画を形成している地区である。こうした建物の構造や配置は、ほかのコホリノミヤケクラスの官衙遺跡にも類例を見出すことができ、それらは一般に相対的に古く位置づけた正庁地区に多いパターンである。このような長屋や柵によって四辺を圍繞して、その方形区画内に空地地を設ける形態は、具体的には、「長屋」部分はその内部を仕切って実務の場とし、中庭は郡レベルの儀礼の場として機能したものとみる立場がある^(注11)。そして、この一群の年代的な下限が8世紀の初頭で消長してしまうことから、大宝令施行(701年)をもって制度化する郡制に先行する評制下の官衙(評衙・評家を含む)に関わる遺構とみておきたい。一般に、8・9世紀の郡衙に繋がるような遺跡は、ほとんどが7世紀末に出現し、それは飛鳥浄御原令の施行(681年)と同令による庚寅年籍の作成(690年)によって律令制的人民支配組織が成立したことに対応すると説かれる^(注12)。つまり、庚午(670年)並み庚寅(690年)間において公民制が形成されていく中で国－評－里－戸の人民支配組織が整備され、そうした政策と連動するかたちで、国家的公民施設でもある評家が建設されたとする^(注13)。久世(当時どのように呼ばれていたかわからないが)の地も、その例外でなく評制が施行されて評家が設定されたと予想されるが、正道遺跡のⅡ期の遺構群がそれに相当するものか再考

の余地が残される結果となった。

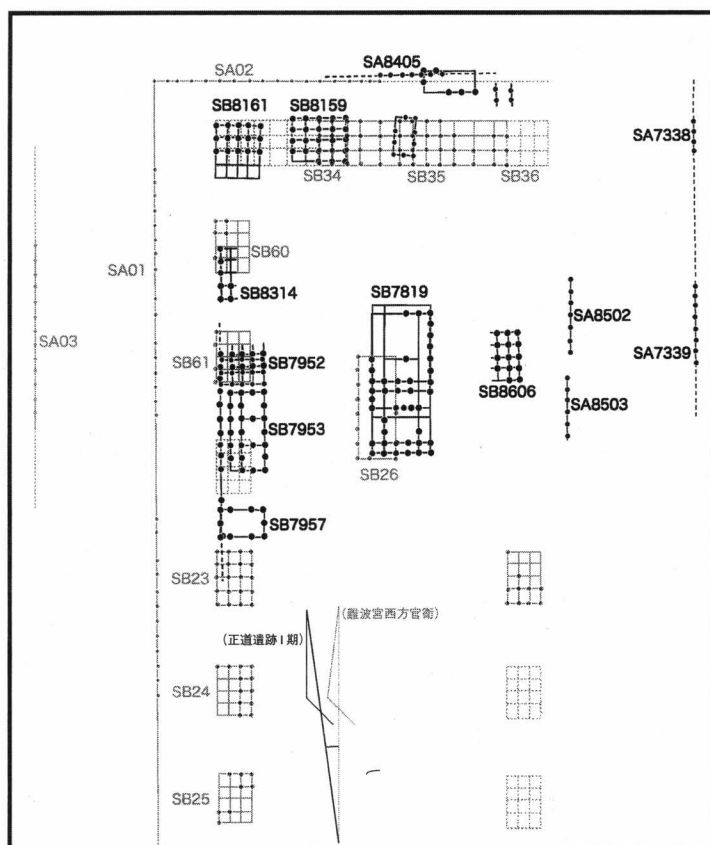
(3) 官衙Ⅰ期(7世紀後半)

官衙的な遺構のうち、先の官衙Ⅱ期と主軸方位を同じくするが重複関係から明らかにこれに先行する遺構群がある。これを一応官衙Ⅰ期として整理し、考察を加えてみる(第2図上段)。

まず、Ⅰ期として抽出した遺構群の構造的特質を列挙する。(1)屋舎内を間仕切った大型の有庇建物(S B7819-A・B)を南北棟としてほぼ中央に配していること。(2)この中心的建物の周囲に複数の殿舎を整然と配するが、その多くが高床構造の倉庫と考えられること。(3)この建物群の外郭を塀(柵)が取り巻き、一種の方形区画の一院を形成していること(東西約92m)。(4)官衙Ⅱ・Ⅲ期の遺構群に比べ、造営方位の一致や、整然とした配列にみられるように、そこにはより高度な企画性・計画性が認められること。などが指摘される。

次に、これらの一群の機能時期について検討を加える。まず実年代を知る手がかりとして、北辺に位置する大型の倉庫に、それを特定できる要素がある。一つは、S B8161の掘形内より飛鳥Ⅲ期の土器が出土し、その上限の一点が求められたこと。さらに、その東のS B8159は、竪穴建物S B8161と重複してより先行するが、この遺構内遺物のうち最も古いものが飛鳥Ⅳ期を示し、このことから倉庫の下限(廃絶時期)を知ることができる。つまり、Ⅰ期の遺構群のうち、少なくとも北辺の倉庫2棟については、その機能時期は伴出遺物からおよそ7世紀の第3四半期～7世紀第4四半期という約50年間という比較的短い期間であったことが判明する。

しかし、出土遺物は、極めて少量でその保存状態も概して悪い。そこで、別の視点から年代的な位置づけを探てみると、まず、倉庫の構造的特異性が挙げられる。つまり、総柱構造を採る少なくとも5棟の倉庫風建物は、いずれもかなり規模が大きく、たとえばS B8159は桁行総長10.4m、梁行総長8.4m、総床面積87.4㎡を測る。また、構造的に梁行を4間とする点も注意してよい。このような構造や規模を有する「クラ」は、既知の郡衙遺跡の正倉とされる建物に比べても例をみないもので、文献にみえる諸倉の規模に比較しても、「法倉」を除けばこれに適合するものはみあたらない。このような規模の大きな「クラ」は、一般的には古墳時代後半期に限り盛行することが、近年の同時期の「クラ」の調査で明らかにされており、令制下の官衙や寺院に伴う「クラ」は、基本的には床面積を最大70㎡までとし、梁行も3間を原則とする^(注14)。したがって、正道官衙Ⅰ期の倉庫は、構造や規模の点において古相を示すものとみられる。次に、柵列に囲まれた方形区画内の建物の配置形態についてみてみると、それらは、官衙の一院として既知の郡衙・評衙遺構や文献



第3図 正道官衙Ⅰ期と難波宮内裏西方官衙の建物配置相関図
(S = 1/2,000)

逸脱しており、より古い要素を感じさせる。また、近年調査された前期難波宮内裏西方官衙の建物配置が正道Ⅰ期のそれと共通する点が多いことは注意してよい(第3図)。なぜなら、この西方官衙遺構は、孝徳～天武期(645～686年)に機能した前期難波宮の附属施設(「難波大蔵」)とみる見解があり、令制以前の官衙の一形態と考えられるからである。^(注15)

それでは、正道官衙Ⅰ期の遺構群には、いかなる性格が与えられるのであろうか。かつて、筆者は「ミヤケ」の構築物の可能性を指摘した。^(注16)以下、その根拠について再度確認しておきたい。

まず第一に挙げられるのは、『日本書紀』にみえる二つの大溝掘開記事である。一つは、推古十五年(607年)は歳冬条「於倭國作高市池、藤原池、肩岡池、菅原池、山背國掘大溝於栗隅、且河内國作戸苅池、依網池、亦每國屯倉」であり、ここで池溝開発の対象とされた「山背國の栗隅」の地については、『倭名類聚抄』の久世郡の項に「栗隅(栗前)」郷とあることなどから、令制下における久世郡内の一地域であることが確認できる。そして、この『書紀』の条文に関する文献史家の共通認識は、池溝開発が行なわれた少なくとも

により復原された建物配置例の中に求められない特異な構造を呈している。たとえば、中心的な建物(SB7819)は、この一院の正殿に相応しい内容を備えるが、棟筋を南北に採り、入側(東・西)に面する前庭的空閑地が確保されていない。令制下の官衙の正庁の正殿が、朝堂院プランを指向して前庭に南面するのに対し、こうした形態を模倣しない点において、令制官衙のプランを

倭・山背・河内の3国内において「屯倉」が設置された事実を示すという点にある。ただ、ここにいう「屯倉」の実態については、様々な見解が示され、その内容は多岐にわたるが、館野和己氏の整理検討によると、ミヤケの本質は、倉を中核とした経済体としての側面とヤマト政権による政治的・軍事的拠点としての側面があり、土地の帰属の有無によって、田地を伴わないA型と、田地を伴うB型に大別され、さらにB型は、豪族の田地を割取して設置するB1型と、ヤマト王権自らが田地を開発し、そこに屯倉を置くB2型(従来の朝廷開墾地系屯倉)に分類した。そして、先の推古紀十五年条こそ、ヤマト政権主導のもとに設置されたB2型ミヤケの画期とみなし、このミヤケにおける開発耕地を「屯田」、ミタの労働力を「田部」であるとし^(注17)。つまり、同氏の見解にしたがうならば、推古紀の記事の示す内容は、7世紀の初頭に、令制下のクセノコホリに包摂されるクリクマの地に、ヤマト政権自らが大溝(栗隅大溝)を掘開することを契機に、この地域の田地を開発あるいは再編成し、そこに館野氏分類の王領的性格をもつB2型ミヤケを設置したことを示すものと考えたい。

第2の大溝掘開記事は、仁徳紀十二年十月条にみえる「掘大溝山背栗隅県以潤田」である。この記事に関しては、上記の推古紀における大溝の掘開の事実を推古朝の『天皇紀』が過去に遡らせたものとみるのが大方の見解であるが、ここで重視すべきは「栗隅県」なる領域名である。

県制度の研究の進展については、戦後間もなく、主として文献史学の立場から新たな解釈が提起されて久しいにもかかわらず、いまだに中期古墳の被葬者像の復原において依然として固執している場面に接することが少なくない。史実の曲解を正しく批判する立場で取り組まなければならない。その中で、たとえば山尾幸久氏は、史料にみえる「県(縣)」の多くは、「コホリ」を表記した古い用字で、その実態は先駆的な編戸の対象となった渡来人集団を田部として登録し、その田部の戸を一定地域毎に管轄する、いわゆる「朝廷開墾地系屯倉」であると説かれる^(注18)。つまり、同氏によると「県」の実態は朝廷開墾地系の「田部の屯倉」とみられるわけだが、この屯倉は、先の館野氏分類のB2型ミヤケと同義とみてよい。すなわち、仁徳紀の「栗隅県」は、書紀の編者が推古朝に設定されたミヤケの所在地の名によって、ミヤケを中心に成立したと考えているところの行政的な領域の史的前進を指示したものと捉えられるのである。

要するに、『書紀』に記載された上記の2件の大溝掘開記事から、後の令制久世郡の領域に7世紀の早い段階にミヤケが設定されたことが確認できるのである。

そして、これを傍証する要素として、たとえば、令制久世郡域内の現城陽市富野地区に「田部」が地名として遺称されていること^(注19)。あるいは、クリクマを氏名とする当地を勢力

基盤とする氏族が、天武十二年に姓を「連」に改めるまで、一般に屯倉の在地における管掌者が冠すると考えられている「首」姓を称していたこと。^(注20)などが挙げられる。

ところで、ミヤケの具体的な実態については、従前から土地(ミタ)と耕作者(田部)と建造物(倉庫)から構成され、それが支配する地方行政区域とする見解がある。この点に関して、近年、吉田孝氏は、「ミヤケ」の語義を検討することによって、「ミヤケ」という語は、「ヤケ(ヤカ)」=建物のある一画に、接頭語の「ミ」が付いてできた語で、その原義は、種々の機能(氏は「農業経営の拠点」を強調する)をもつ機関・経営体を示す概念であるとし、その施設(建造物)としての側面を重視された。^(注21)

すなわち、このようなミヤケには、それを経営し管理する施設が中央権力主導のもとに、その領域内に設定されたものと考えられる。「クリクマ」の地に確実に7世紀の前半代に遡って営まれた官衙的遺構を断定的に見出すことは現時点ではできないにせよ、正道官衙Ⅰ期の遺構群が、同じく中央政権の中枢に設けられた「難波大蔵」と構造的な類似をみる点を重視すれば、正道遺跡が7世紀代において一時的にミヤケの施設であった蓋然性を全く否定することもできないであろう。

このように、正道遺跡官衙Ⅰ期の遺構群については、令制確立以前の所産とみるのが妥当で、それは、時の国家権力の介入により成立したミヤケの構築物の可能性が高いことを指摘した。この遺跡において官衙的な遺構は中世社会を迎える以前に消長してしまうが、同じ遺跡内で時期を違えて営まれる。それが継起的に変遷するのではなく、そこには断絶が認められる。つまり、ミヤケの建造物は、後続する官衙的な施設に何等引き継がれない。これは、国家の直営施設と地方行政施設の立場の違いを示すものかもしれない。

いずれにせよ、ミヤケの遺構については、現在それと断定できる類例遺跡が皆無に等しい中であって、正道遺跡のⅠ期の官衙は、今後、初期官衙の一形態として基準資料となりうるものと考えられる。

3. 考古学からみたミヤケ

それでは、正道遺跡官衙Ⅰ期の遺構群がミヤケの構築物であるとして、ミヤケとは一体何か。近年各地において、令制官衙に先行する官衙的遺構の検出例が蓄積され、その機能論も含めた実態究明が試行されている。

そうした中で、近ごろ、ミヤケ研究における文献史学と考古学の歩み寄りをまとめた論考を目にした。中でも、網伸也氏の畿内のミヤケに関する論説には学ぶべき点、同調すべき点が数多く見え、大いに啓発を受けた。^(注22)

同氏の論旨は、記紀に伝承記事のみえる淀川水系沿岸に比定地が求められている「竹村

屯倉」「茨田屯倉」の考証を通じて、ミヤケの本質は、大王家による在地支配の重要拠点という機能を一義とし、一定の領域支配を含む重要交通路(淀川水運)の要所に拠点的に置かれ、さらに河口に位置する「難波屯倉」を通じて広域に展開したミヤケ群と有機的に関連をもって存在した、港津や穀倉を備えた点的な拠点である、との理解を考古成果も加味した上で示された。令制下の領域的支配に至る過程の中で、そのプロトタイプとしての点的(拠点的)支配として設定された王権の直営機関と理解されるわけである。

考古学的な立証が困難なために研究が停滞しているミヤケ制に関して、新たな可能性を予見するものとして、まさに、卓見といえる。

同氏の見解に、意見が一致する部分も多々みられるが、国造制や県主制の解釈に関して、私見との異同もある。

繰返しになるが、県主制に関しては、各地の前方後円墳が巨大化して営まれる5世紀代にまで遡らせてみる既往の解釈に、なお慎重であらねばならないように思える。

むしろ、首長制社会からの脱却と個別人身支配の確立という律令制的国家形成の一連の流れの中で、8世紀初頭に一応の完結をみる国郡郷・里制による理念的な在地支配体制の一形態として、県主制を理解すべき立場を主張したい。

やはり、史料にみえる「縣」の本義は、律令国家が理想とする列島独自の地方行政システムの構築過程の中で捉えるべき概念であり、「県」字で表記された概念について、地方行政機構の色彩を帯びた日本固有の概念である「コホリ」に対して、中国大陸の郡県制をテキストに導入を試みた際の借用字とし、その本質は、記紀の編者がすでに過去のものとして「崇田^{あがた}」と観念的に捉えていたものであり、その実態は、学史の中で定見をみる「後期的ミヤケ」を示すもの、とみるのがより説得力があるように思える。そうであれば、記紀にみえるミヤケ設置記事が示す実態は、むしろ6～7世紀の中央政権の関与による大規模開発に伴う設置に画期を求めるべきであろう。

「倭の五王」の時代の王権(大王勢力)主導の大規模開発を全て否定するわけではないが、少なくとも文献記述の史料批判を充分果たした上で立論すべきであり、また、それを証す考古資料もいまだの蓄積をみない現状において、5世紀に遡る「大王家の私有地としてのミヤケ」に懐疑的にならざるを得ない。

網氏が考察された竹村・茨田ミヤケも、栗隅ミヤケや難波ミヤケと同様に、木津川をも含めた淀川水系の掌握を目的に王権主導のもとに、要所に設置された一定の領域を伴った在地支配のための政治的拠点と理解しておきたい。

4. 文学資料からのアプローチ

クセの地が、王権にとって特別な意味を成す根拠の一つとして、万葉集研究からの考察も試みられている。

中里隆憲氏は、万葉集所載の柿本人麻呂歌集歌の検討を通じて、宮廷歌人として知られた人麻呂に由来する詠歌の中にヤマシロ、殊にクセの地を詠んだ歌が多いことに着目した。さらに、人麻呂に、律令体制が形成される黎明期における職掌分析を踏まえ、近江宮廷出世を経て高市皇子の舎人としての来歴を見据えた上で、7世紀の第4四半期の比較的早い段階において、クセの地に関連をもった人物であるとする結論を導いた。つまり、クセの地にコホリレヴェルを越えた、あるいは領域支配を伴わないかもしれない、一層王権に近い拠点的な直轄施設が存在することを暗示し、宮廷歌人たる人麻呂も一時、職掌として派遣され、その地で創作活動を進めたとみる。^(注23)

注目したいのは、氏の論拠の一つとして挙げられている人麻呂の「名木川歌集」と呼ばれる一群である。名木川の比定については、諸説ある中で、中里氏は広野川(山川=現在の大谷川~巨椋池南岸にデルタ状の河口を形成している旧河道)説を強調されている。藤原京造営に係る役民歌(万葉集巻一の五〇番歌)を人麻呂作とした分析を通しての解釈であるが、各種文献にみえる「なき」を示す史料(「和名類聚抄」久世郡の項の那紀(奈关)郷、「新撰姓氏録」山城国神別の「奈癸勝・奈癸私造」、東寺百合文書の「奈癸利発」、禅定寺文書の「奈癸犬阿古子」等)から、「ナキ」と呼ばれた地域は、巨椋池南岸に面した現在の伊勢田(大池沿岸を象徴的に示した「磯田」を語源に転訛したとする)^(注24)付近の地名を指示したとするのが大方の見解である。

山田良三氏は、この山川を「古事記」仁徳十二年十月条みえる「栗隅大溝」に比定し、その上流にあたる現在の大谷川が、5世紀における山城地域でも最大級の地域政権盟主(部族)の奥津城である久津川古墳群の造営地を確保する目的で流路改修したと捉えた。^(注25)

しかしながら、私は、中里氏の見解に触発されながら、人麻呂の題材(ロケーション)とした名木川については、むしろ、先に挙げた、巨椋池と木津川を短絡する物流に資する舟運運河として7世紀初頭に国家主導で掘開された「栗隅大溝」(現在の古川の流路を基準にした直線水路)とみる見解にしたがいたい。^(注26)

さらに、足利健亮氏による提言、つまり「栗隅大溝」は、長池から久津川の大洲池を経て山川に連なる傾斜変換線に沿って南北に流路を取る人口水系とみる見解も重要である。^(注27)

その上流部というか、その開始点に本論で俎上に挙げている芝山遺跡が所在し、さらに、人麻呂歌集に謡われた「鷺坂」(巻九1707)「鷺坂山」(巻九1687・巻九1694)の比定地の候補が存在するからである。これら一連の「大溝」について考古学的な調査成果はいまだ得

られていないが、段階的に整備され拡大する複数系統の人工水路を、後の記紀の編者は、一括して「栗隅大溝」と記したのが妥当なところではないかと思われる。そういった、水路で結ばれた地区に、国家的機関である「ミヤケ」が設置され、律令体制が一定の整備をみた段階で、律令的な地方行政機構の整備の一環として、コホリノミヤケが芝山の地に置かれた。飛鳥浄御原令制期の未成熟な段階にクセの地には、「ミヤケ」と「コホリノミヤケ」が併存することとなり、やがて、大宝令制期にいたって、国郡制の完成を背景に、旧来の国政直轄の地方拠点たる「ミヤケ」は、制度と実態の解消により、8世紀の声を聞く前に廃棄されたものと考ええる。

5. まとめ

以上、最新の調査成果を受けて、令制ヤマシロ国の南寄りに位置するクセノコホリの領域内で検出された、二つの官衙的な遺構について、若干の私見を述べてみた。遺跡の評価は、その地域の調査密度を考慮しつつ、調査実績の蓄積に応じてその都度弁証法的に変化するものである。小論も、こうした制約の中での推論であり、今後の調査の進展によっては、予期せぬ要素が加わり、また違った見解が生まれることもあろう。とくに、芝山遺跡では、遺跡として周知されている範囲が広大で、調査密度が僅少であるにもかかわらず、各所で古墳時代や奈良時代を始めとする遺構遺物が高い密度で確認されている。その全体像を探るにはまだ相当な時間がかかるといわれ、それだけ、今後の成果如何によっては、全く予想の範囲を越えた新たな解釈も充分予見できる。

一方、正道遺跡は、遺跡が立地する丘陵先端の平坦面のかなりの部分の調査が実施されているため、現時点において、おおよその全体像が把握されているものとみてよく、現行の成果の中での検討が有効性をもつものと考ええる。但し、官衙的な遺構を理解する上で、両者に共通している注意点は、古墳時代(後期)以来の集落遺構が、官衙的な遺構と時空的に広く重複しており、両遺跡とも住居形式を7世紀のかなり早い段階で竪穴建物から掘立柱の平地式に転換している。両者が現象的に敷地を共有する場合、極めて少ない出土資料の扱いに慎重を要する掘立柱柱穴の遺物の検討を通して、官衙的な建物との峻別作業が必要となる。また、両遺跡とも、土中からの文字資料がいまだ得られていない点も、その性格を考察するうえで、積極的な解釈を阻んでいる。

官衙であっても、政務・儀式に供する水場は備えているものであるし、官人層の居住区画(文献にみる「館」)や、供宴に伴う厨房的な空間(「厨」)には井戸の存在が必須となる。芝山遺跡では大型の木組井戸が確認されこの要件を満たしているが、正道遺跡では、井戸がいまだ検出されていない。その意味で特に正道遺跡の官衙Ⅰ期にみられるのクラを主体

とした収納を機能の一義とすの遺構群は、特異といわざるを得ない。

以上、芝山遺跡における、黎明期段階の令制的な地方行政機関の正庁の検出を受けて、これをクセノコホリのコホリノミヤケと考え、正道遺跡の従来の解釈をあらためて見直し、その古い一群をヤマト政権の拠点的な物流拠点に置かれた物資収納を一義とするミヤケの構築物である可能性を示した。そして文献にみえる国造制や県主制度を批判的に検討し、正史にみえる記述を鳥瞰して、これらの官衙施設が、人工運河で有機的に繋がったネットワーク網を形成していることを推論した。

運河に対する埋蔵文化財の調査はなく、芝山遺跡の調査も端緒についたばかりであり、今後の調査に期待したい。

(いが・たかひろ＝当センター調査第1課主査調査員)

注1 岡崎研一・柴暁彦「芝山遺跡平成14・15年度発掘調査概要(『京都府遺跡調査概報』第110冊(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター) 2004

注2 本論集所収

注3 平成17年度時点で刊行されている正道遺跡に関する埋蔵文化財報告書は以下の通りである(文献名+巻次号数)。「山城久世・正道廃寺出土の瓦」(『古代学研究』52号)、「芝ヶ原古墳群分布調査ならびに発掘調査概要」(『埋蔵文化財調査概報』1967年 京都府教育委員会、「尼塚古墳群発掘調査概要」)『埋蔵文化財調査概報』1969年 京都府教育委員会、「正道廃寺発掘調査概要」)『埋蔵文化財調査概報』1970年 京都府教育委員会、『城陽市埋蔵文化財調査報告書』第1・6・7・9・11・13・14・15・17・19・21・24・27・31・38・42・44集 城陽市教育委員会

注4 高橋美久二「第4回文化講演会 城陽、古代の”みち”」(『城陽市歴史民俗資料館館報』2号 城陽市歴史民俗資料館) 1997

高橋美久二「城陽の条里遺構」(『城陽市史』第1巻 城陽市役所) 2002

注5 山中敏史「古代郡衙遺跡の再検討—郡衙の成立期を中心に—」(『日本史研究』161) 1976、山中敏史「遺跡からみた郡衙の構造」(狩野久編『日本古代の都城と国家』塙書房)

注6 栗東町教育委員会『岡遺跡発掘調査報告書1次・2次・3次調査』1990

注7 杉山信三「正道遺跡の建築遺構について」(『正道官衙遺跡』城陽市埋蔵文化財調査報告書第24集 城陽市教育委員会) 1993

注8 高橋美久二『城陽市埋蔵文化財調査報告書』第1集(城陽市教育委員会) 1973

注9 伊賀高弘「官衙遺構について」(『正道官衙遺跡』城陽市埋蔵文化財調査報告書第24集 城陽市教育委員会) 1993

注10 山田良三「栗隈県寺院址の歴史的背景」(『花園大学研究紀要』創刊号)文中の引用されている。

注11 阿部義平「国府の類型について」(『国立歴史民俗博物館研究集報』10) 1986

注12 山中敏史「評・郡衙の成立とその意義」(奈良国立文化財研究所『文化財論叢』) 1983

- 注13 山尾幸久「評の研究史と問題点」(『日本史研究』341 日本史研究会) 1991
- 注14 植木久「高床式建物の変遷」(直木孝二郎・小笠原好彦編著『クラと古代王権』ミネルヴァ書房) 1991
- 注15 積山洋「前紀難波宮内裏西方官衙の検討」(『ヒストリア』第124号 大阪歴史学会) 1989
積山洋・南秀雄「ふたつの大倉庫群－大阪市法円坂の五世紀代倉庫群と前期難波宮内裏西方官衙」(注14文献所収) 1991
積山洋「前期難波宮内裏西方官衙とその周辺」(『難波宮址の研究』第九 財団法人大阪市文化財協会) 1992
- 注16 注9に同じ
- 注17 館野和巳「屯倉制の研究－その本質と時期－」(『日本史研究』190 日本史研究会) 1991、館野和巳「ミヤケ制再論」(『奈良古代史論集』2 奈良古代史談話会) 1991
- 注18 山尾幸久「大化改新論序説」(上)(『思想』529)1968、山尾幸久『論究日本古代史』1979
- 注19 千田稔「ミヤケの地理的実態－畿内とその周辺における立地と地割の問題－」(『史林』58-4) 1975
- 注20 吉田晶「大化前代の南山城－久世郡地域を中心として－」(『古代国家の形成と展開』) 1976
- 注21 吉田孝「ヤケについての基礎的考察」(『古代史論叢』中 吉川弘文館) 1978
- 注22 網伸也「淀川水系のミヤケ」(『考古学ジャーナル』No.533 2005年8月号 ニューサイエンス社) 2005
- 注23 中里隆憲「柿本人麻呂の山城歌試論」(坂元信幸・寺川真知夫・丸山顕徳編『論集 古代の歌と説話』和泉書院) 1990
- 注24 吉田金彦『京都・滋賀、古代地名を歩く』(京都新聞社) 1987
- 注25 注10に同じ
- 注26 谷岡武雄『平野の開発』(古今書店) 1964
- 注27 足利健亮「京都盆地東縁の南北古道」(『探訪古代の道』第2巻) 1988

